

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（*算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

施設入所支援

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
地方公共団体が設置している場合		965/1000	地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合				
定員超過利用減算		70/100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の110% ②定員51人以上：(定員-50)×105%+55 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の105%を超えた場合に減算	/			
夜勤職員欠如減算	生活支援員の員数が基準に満たしていない場合	95/100	夜勤を行う生活支援員の員数を満たしていない場合に、その翌月について減算	/			
個別支援計画未作成減算	個別支援計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算	/			
	個別支援計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	3か月以上連続して個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算	/			
管理栄養士等未配置減算	未配置	定員40人以下	27/日	管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合に減算 ※労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置しているものとして取扱う	/		
		定員41人以上50人以下	22/日		/		
		定員51人以上60人以下	19/日		/		
		定員61人以上70人以下	15/日		/		
		定員71人以上80人以下	14/日		/		
		定員81人以下	12/日		/		
	非常勤	定員40人以下	12/日		配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合に減算 ※労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置しているものとして取扱う	/	
		定員41人以上50人以下	10/日			/	
		定員51人以上60人以下	9/日			/	
		定員61人以上70人以下	7/日			/	
		定員71人以上80人以下	7/日			/	
		定員81人以下	6/日			/	

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の10%を減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算		
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		所定単位の3%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。		
情報公表未公表減算		所定単位の10%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		
地域移行等意向確認体制未整備減算		5/日	地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合は又は地域移行等意向担当者を選任しない場合は、1日につき5単位減算 ※令和8年度から減算を実施		
夜勤職員配置体制加算	(I)	60/日	利用定員が21人以上40人以下の事業所につき、以下の1～3のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に算定する。 ※（）内は見守り機器を利用者数の15%以上の数を配置している場合 1. 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合に、夜勤2人（1.9人）以上 2. 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合に、夜勤3人（2.9人）以上 3. 前年度の利用者の数の平均値が61人以上60人以上の場合に、夜勤3人（3.9人）に、前年度の利用者の数の平均値が60(100)を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
	(II)	48/日	利用定員が41人以上60人以下の事業所につき、以下の1～3のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に算定する。 ※（）内は見守り機器を利用者数の15%以上の数を配置している場合 1. 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合に、夜勤2人（1.9人）以上 2. 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合に、夜勤3人（2.9人）以上 3. 前年度の利用者の数の平均値が61人以上60人以上の場合に、夜勤3人（3.9人）に、前年度の利用者の数の平均値が60(100)を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
夜勤職員配置体制加算		(Ⅲ) 39/日	<p>利用定員が61人以上の事業所につき、以下の1～3のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に算定する。 ※ () 内は見守り機器を利用者数の15%以上の数を配置している場合</p> <p>1. 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合に、夜勤2人(1.9人)以上 2. 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合に、夜勤3人(2.9人)以上 3. 前年度の利用者の数の平均値が61人以上60人以上の場合に、夜勤3人(3.9人)に、前年度の利用者の数の平均値が60(100)を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>		
重度障害者支援加算	(Ⅰ)	(一) 28/日	医師意見書により特別な医療が必要とされる者又はこれに準ずる者が利用者数の20%以上であって、基準に規定する人員配置に加え、看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に加算		
		(二) 50/日	(一) を満たした上で、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に加算		
	(Ⅱ)	(一) 360/日	生活支援員のうち20%以上強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、区分6以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は+500単位		
		(二) 510/日	(一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は(一)に加え+200単位		
	(Ⅲ)	(一) 180/日	生活支援員のうち20%以上強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位		
		(二) 330/日	(一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は(一)に加え+200単位		
夜勤看護体制加算		60/日	夜勤職員配置加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員(重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除く。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において算定する。		
地域移行支援体制加算	定員40人以下	区分6 15/日	前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者(介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。)が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。	/	/
		区分5 13/日			
		区分4 11/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
地域移行支援体制加算	定員 40人 以下	区分3	8/日	前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者（介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。）が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。	/	
		区分2以下	6/日			
	定員 41人 以上 50人 以下	区分6	9/日		/	
		区分5	7/日			
		区分4	6/日			
		区分3	5/日			
		区分2以下	4/日			
	定員 51人 以上 60人 以下	区分6	7/日			
		区分5	6/日			
		区分4	5/日			
		区分3	4/日			
		区分2以下	3/日			
	定員 61人 以上 70人 以下	区分6	5/日			
		区分5	4/日			
		区分4	3/日			
		区分3	3/日			
		区分2以下	2/日			
	定員 71人 以上 80人 以下	区分6	4/日			
		区分5	3/日			
		区分4	3/日			
		区分3	2/日			
		区分2以下	2/日			
	定員 81人 以上	区分6	3/日			
		区分5	3/日			
区分4		2/日				
区分3		2/日				
区分2以下		2/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
障害者支援施設等 感染対策向上加算	(I)	10/月	次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合 ①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが観桜であること ③医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること		
	(II)	5/月	次に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た場合 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けていること		
新興感染症等施設療養加算		240/日	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、施設施設入所支援等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として所定単位数を加算 ※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。		
入所時特別支援加算		30/日	新たに入所者を入れた日から起算して30日以内の期間において、入所支援等の提供を行った場合に算定		
入院・外泊 時加算	(I)	定員60人以下	320/日	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、定員に応じて算定	
		定員61人以上80人以下	272/日		
		定員81人以上	247/日		
	(II)	定員60人以下	191/日		
		定員61人以上80人以下	162/日		
		定員81人以上	147/日		
入院時支援 特別加算 (月1回を限度)	(I)	90日を超える入院期間が4日未満	561/回	入院・外泊時加算が算定される期間を除く、入院の日数が4日未満の場合に算定	
	(II)	90日を超える入院期間が4日以上	1122/回	入院・外泊時加算が算定される期間を除く、入院の日数が4日以上の場合に算定	
地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度)		500/回	入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の退所に先立って、退所後の生活について相談援助を行いかつ、退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定		
地域移行促進加算 (I)		120/日	施設利用者の宿泊体験を支援した場合に算定		
地域移行促進加算 (II) (入所中2回、退所後1回を限度)		60/日	入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として算定		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
地域生活移行個別支援特別加算	(I)	12/日	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助を行う体制を整えている施設として都道府県知事に届け出た場合		
	(II)	306/日	(I)を算定している施設であって、入院によらない治療を受ける者や少年院から釈放された者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合 ※3年以内を限度とする		
栄養マネジメント加算		12/日	次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た場合 ①常勤の管理栄養士を1名以上配置していること ②入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成していること ③入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること ④入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること		
経口移行加算		28/日	医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合 ※栄養マネジメント加算を算定しない場合は、算定しない ※当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限る		
経口維持加算	(I)	400/月	医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が継続して経口による食事の摂取を進めるために特別な管理を行った場合 ※経口移行加算を算定している場合は算定しない ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない		
	(II)	100/月	経口維持加算(I)を算定しており、協力歯科医療機関を定めている施設が、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合		
口腔衛生管理体制加算		30/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合		
口腔衛生管理加算		90/月	次に掲げるいずれの基準にも該当する場合 ①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行う ②歯科衛生士が、①における入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う ③歯科衛生士が、①における入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じて対応する ※口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない		
療養食加算		23/日	管理栄養士又は栄養士が配置されている施設において、別に厚生労働大臣が定める療養食（医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食）を提供した場合		
通院支援加算		17/日	指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
集中的支援加算	(Ⅰ)	1000/日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。		
	(Ⅱ)	500/日	指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の機関について1日につき単位数を加算する。 ※(Ⅱ)を算定する場合は、(Ⅰ)も算定可能。		
福祉・介護職員等 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 15.9% を加算	・加算(Ⅱ)の要件に加え ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。		
	(Ⅱ)	所定単位の 0% を加算	・加算(Ⅲ)の要件に加え ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・改善環境の更なる改善、見える化		
	(Ⅲ)	所定単位の 13.8% を加算	・加算(Ⅳ)の要件に加え ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備		
	(Ⅳ)	所定単位の 11.5% を加算	・加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分 ・職場環境の整備(職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等		